

青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間を計画期間とする青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第 9 期計画の策定及び介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 13 号。令和 6 年 1 月 19 日公布。同年 4 月 1 日施行。）の施行に伴い、所要の改正をするもの。

2 主な改正内容

（1）介護保険料設定の根拠規定の変更【第 4 条第 1 項】

介護保険法施行令（以下「令」という。）の規定に基づき、国の標準段階と同じ設定とする場合は令第 38 条が、国の標準段階を超える設定とする場合は令第 39 条が根拠となる。

第 9 期では、国が標準段階を 9 段階から 13 段階に多段階化したことにより、市の段階が国の標準段階と同じ 13 段階となったことから、引用する根拠規定を令第 39 条から令第 38 条に変更する。

（2）介護保険料の改定【第 4 条第 1 項第 1 号～第 1 3 号】

青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第 9 期計画の策定に伴い、介護保険料を改定するものである。

○第 9 期介護保険料

基準額（月額） 6,824 円（第 8 期：6,679 円 145 円増）

年額（第 5 段階）81,800 円（第 8 期：80,100 円 1,700 円増）

（別紙「介護保険料段階表」参照）

（3）第 9 段階以降の基準所得金額の設定【第 4 条第 2 項～第 5 項】

第 9 期は、国が標準段階を 9 段階から 13 段階に多段階化した但、国の第 9 段階以降の基準所得金額は、既に 13 段階に設定している市の基準所得金額と異なることから、第 9 段階以降の基準所得金額を設定する。

○第 9 期 基準所得金額の比較

太字：基準所得金額

所得段階	対象者	
	国	市
第 1～8 段階	（略）	（国と同じ）
第 9 段階	合計所得金額 320 万円以上 420 万円 未満	合計所得金額 320 万円以上 400 万円 未満
第 10 段階	420 万円以上 520 万円 未満	400 万円以上 600 万円 未満
第 11 段階	520 万円以上 620 万円 未満	600 万円以上 800 万円 未満
第 12 段階	620 万円以上 720 万円 未満	800 万円以上 1,000 万円 未満
第 13 段階	720 万円以上	1,000 万円以上

(4) 基準額に対する割合の変更【第4条第6項～第8項】

介護保険法施行令の一部改正において、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、市民税非課税世帯である第1段階から第3段階までに係る基準額に対する割合が引き下げられたことから、変更する。

○第1段階から第3段階までの割合

第1段階 0.455 (軽減後 0.285)

第2段階 0.685 (軽減後 0.485)

第3段階 0.69 (軽減後 0.685)

(別紙「介護保険料段階表」参照)

(5) 保険料減免の特例の対象期間の変更【附則第5条】

世帯の生計を維持することが著しく困難であると認められる者を対象とする保険料減免の特例について、継続して減免できるようにするため、令和3年度から令和5年度までとなっている対象期間を令和6年度から令和8年度までに変更する。

3 施行期日

令和6年4月1日

介護保険料段階表

第8期保険料段階表（令和3年度～令和5年度）

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料年額
第1段階 (軽減後)	生活保護受給者 市民税非課税世帯 (老齢福祉年金又は課税年金収入金額+合計所得金額が80万円以下)	0.5 (0.3)	40,000円 (24,000円)
第2段階 (軽減後)	市民税非課税世帯 (課税年金収入金額+合計所得金額が80万円超120万円以下)	0.65 (0.5)	52,000円 (40,000円)
第3段階 (軽減後)	市民税非課税世帯 (課税年金収入金額+合計所得金額が120万円超)	0.75 (0.7)	60,100円 (56,100円)
第4段階	本人市民税非課税（世帯に課税者がいる） (課税年金収入金額+合計所得金額が80万円以下)	0.85	68,100円
第5段階	本人市民税非課税（世帯に課税者がいる） (課税年金収入金額+合計所得金額が80万円超)	1.00	80,100円
第6段階	本人市民税課税 (合計所得金額が120万円未満)	1.10	88,100円
第7段階	本人市民税課税 (合計所得金額が120万円以上210万円未満)	1.30	104,100円
第8段階	本人市民税課税 (合計所得金額が210万円以上320万円未満)	1.50	120,200円
第9段階	本人市民税課税 (合計所得金額が320万円以上400万円未満)	1.70	136,200円
第10段階	本人市民税課税 (合計所得金額が400万円以上600万円未満)	1.90	152,200円
第11段階	本人市民税課税 (合計所得金額が600万円以上800万円未満)	2.10	168,300円
第12段階	本人市民税課税 (合計所得金額が800万円以上1,000万円未満)	2.30	184,300円
第13段階	本人市民税課税 (合計所得金額が1,000万円以上)	2.50	200,300円

※基準額（年額）：80,145円

※基準額（月額）：6,679円（年額÷12か月）

※第1～3段階については、公費により保険料の軽減を行っている。

第9期保険料段階表（令和6年度～令和8年度）

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料年額
第1段階 (軽減後)	変更なし	0.455 (0.285)	37,200円 (23,300円)
第2段階 (軽減後)	〃	0.685 (0.485)	56,000円 (39,700円)
第3段階 (軽減後)	〃	0.69 (0.685)	56,500円 (56,000円)
第4段階	〃	0.85	69,600円
第5段階	〃	1.00	81,800円
第6段階	〃	1.10	90,000円
第7段階	〃	1.30	106,400円
第8段階	〃	1.50	122,800円
第9段階	〃	1.70	139,200円
第10段階	〃	1.90	155,500円
第11段階	〃	2.10	171,900円
第12段階	〃	2.30	188,300円
第13段階	〃	2.50	204,700円

※基準額（年額）：81,890円

※基準額（月額）：6,824円（年額÷12か月）

※第1～3段階については、公費により保険料の軽減を行っている。